

○米保冷库等整備事業補助金交付要綱

令和6年9月12日

告示第51号

改正 令和7年3月31日告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市の主要農産物である米の販売による収入の増加を図り、地域農業の担い手である農業生産組織又は認定農業者等が、通年で勝山市の米を販売できるよう勝山市産米の保管、出荷及び販売等に必要な設備又は機械等の購入費用を支援し、地域の農業の振興を図るために補助金を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業生産組織(農事組合法人、合同会社、合名会社、合資会社若しくは株式会社の農地所有適格法人又は集落営農組織をいう。)
- (2) 認定農業者等(認定農業者、認定新規就農者又は人・農地プランで地域の中心経営体として定めた農業者及び地域計画の目標地図で地域内の農業を担う者として位置づけられる農業者をいう。)

(補助要件)

第3条 この補助の対象となる者は、勝山市産米を勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」に出荷し、又は、勝山市ふるさと納税返礼品用若しくは勝山市立小中学校の学校給食用として出荷しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 この補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる設備又は機械等の購入に必要な経費(設置及び運搬費を含む。)とする。ただし、中古機械を除き、かつ、市内販売店で購入したものに限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、かつ、上限を100万円とし、当該補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、交付回数は、1補助対象者につき1会計年度当たり1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、米保冷库等整備事業実施計画書(様式第1号)及び米保冷库等整備事業補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書を提出するにあたって、交付申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付申請者に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理し、その審査及び必要に応じて行う調査により補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、規則で定める補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、米保冷库等整備事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 設備又は機械等の購入に係る納品書及び領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求及び支払)

第9条 交付決定者は、この補助金の交付を受けようとするときは、米保冷库等整備事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があつた場合には、補助金の請求があつた日から30日以内に請求者に支払うものとする。

(概算払)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 概算払を必要とする交付決定者は、購入契約締結後、補助金交付請求書に契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(設備又は機械等の購入後の措置)

第11条 市長は、この補助金により購入した設備又は機械等の利用管理が、この要綱の趣旨に即して適正に行われるよう、当該交付決定者を指導するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 規則又は補助要件等に違反したとき。

(2) 事業等の施行方法が不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認められるとき。

(財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内に財産処分をしようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年6月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象設備又は機械等
保冷库、保管庫、梱包用シーラー、精米機、フォークリフト、色彩選別機